

北海道告示第10459号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その22)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|-------------------------|---|--|--|--|---|------------------|----|
| <p>1 市町村地域障がい児等支援体制強化事業費補助金</p> <p>地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を図るとともに、医療的ケア児や重症心身障害児の地域生活支援の向上を図るため、地方自治体の体制の整備を行うことを目的として、予算の範囲内において交付する。</p> | | | <p>4分の1以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは補助金の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第253号様式 別に指示する書類</p> | <p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第253号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策局 子ども家庭支援課</p> | | |
| <p>1 地域障がい児支援体制強化事業</p> | <p>市町村、一部事務組合及び広域連合</p> | <p>地域障がい児支援体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担</p> | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|---|--|------------------|--|--|
| | | 金、補助金、助成金、交付金 | | | | | | | |
| 2 医療的ケア児等総合支援事業 | 市町村 | 医療的ケア児等総合支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 | | | | | | | |
| 2 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業費補助金 オンラインによる手続を可能とすることで、保育士に関する手続について簡素化や効率化を図ることを目的とし、必要なシステム改修や構築等に係る費用について予算の範囲内で補助する。 | 児童福祉法第18条の9に規定する指定試験機関及び同法に基づく保育士の登録事務等を行う者 | 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | 定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策局 子ども政策企画課 | | | |
| 3 子育て支援対策事業 「新子育て安心プラン実施計画」等の円滑な推進を図るため、「北海道安心子ども基金」を活用して、保育所の計画的な整備等の実施、認定こども園等の新たな保育の需要への対応、小学校就学前の子どもの教育及び保育に要する費用の無償化に係る事務の円滑な実施並びに新たな子育て家庭 | | 補助対象者が次の(1)から(22)までの事業を行う場合における当該事業に要する経費（当該事業ごとに補助対象経費欄に掲げる経費に限る。）。ただし、市町村が事業者当該事業費を補助等する場合にあっては、当該補助等の対象となる事業に要する経費（当該事業ごとに補助対象経費欄に掲げる経費に限る。） | | 保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第265号様式 保福第267号様式 保福第269号様式 別に指示する様式 ただし、(1)～(3)を申請しない場合は、保福第267号様式及び保福第269号様式の添付不要。 | 保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第266号様式 保福第268号様式 保福第269号様式 別に指示する様式 ただし、(1)～(3)を申請しない場合は、保福第268号様式及び保福第269号様式の添付不要。 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部 社会福祉課 | 総合振興局長 又は振興局長 | | |

| | | | | | | | | |
|---|-----|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>支援の基盤の整備を通じて、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、予算の範囲内で交付する。</p> | | | | | | | | |
| (1) 保育所緊急整備事業 | 市町村 | <p>保育所、幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分等の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、事業を行うにあたり必要な設計費、保育所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用、定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> | <p>2分の1以内 又は3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| (2) 小規模保育整備事業 | 市町村 | <p>小規模保育事業所の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、事業を行うにあたり必要な設計費、小規模保育事業所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用、定期借地権契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> | <p>2分の1以内 又は3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| (3) 認定こども園整備事業 | 市町村 | <p>幼保連携型認定こども園において学</p> | <p>2分の1以内</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------|-----|--|---|--|--|--|--|--|
| 業 | | <p>校としての教育を実施する部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、事業を行うにあたり必要な設計費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費、施設の改修等に必要な費用</p> | <p>又は3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| (4) 幼児教育・保育無償化円滑化事業 | 市町村 | <p>市町村における認可外保育施設の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員(臨時の職に関する場合に限り、以下同じ。)に関するものに限る。)、報酬、職員旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費(システム改修等に関するものに限る。)、備品購入費(システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。)、負担金(システム改修等に関する共同開発によるものに限る。)</p> <p>参入促進・能力活用事業実施要綱の3の(4)に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)</p> | <p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----|---|--|--|--|--|--|--|
| | | る。)、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、委託費、負担金 | | | | | | |
| (5) 母子保健・児童福祉 一体的相談支援機関 整備事業 | 市町村 | 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、一体的相談支援機関の開設に必要な費用、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | 10分の9以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (6) 母子保健・児童福祉 一体的相談支援機関 運営事業 | 市町村 | 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、統括支援員を配置するなど、連携強化の一層の推進を図るために必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金 | 3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (7) 子育て世帯訪問支援 臨時特例事業 | 市町村 | 家事・育児等に体して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施する際に必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、 | 4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------|-----|--|---|--|--|--|--|--|
| | | 光熱水費)、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金 | り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (8) 保護者支援臨時特例事業 | 市町村 | 子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わりか他党を学ぶためのペアレントトレーニングを実施する際に人材の要請に必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金 | 4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (9) 子どもの居場所支援整備事業 | 市町村 | 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | 3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (10) 子どもの居場所支援臨時特例事業 | 市町村 | 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・ | 4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------------------|-----|--|---|--|--|--|--|--|
| | | <p>家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> | <p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | | | |
| (11) 子育て短期支援整備事業 | 市町村 | <p>子育て短期支援事業の実施に当たり保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> | <p>3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | | | |
| (12) 子育て短期支援臨時特例事業 | 市町村 | <p>子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員のハイチ支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、</p> | <p>3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------|-------------|--|---|--|--|--|--|--|
| | | 共済費、扶助費、補助金、負担金 | | | | | | |
| (13) 一時預かり利用者負担軽減事業 | 市町村 | 低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な扶助費、補助金、負担金 | 3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (14) 妊婦訪問支援事業 | 市町村 | 妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし、会計年度任用諸君及び臨時的任用職員に関するものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等 | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (15) 特定妊婦等支援整備事業 | 市、福祉事務所設置町村 | 特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費 | 3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------|---------------|---|---|--|--|--|--|--|
| | | 又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | | | | | | |
| (16) 特定妊婦等支援臨時特例事業 | 市、福祉事務所設置町村 | 特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金 | 2分の1以内 又は4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (17) 社会的養護自立支援整備事業 | 指定都市、児童相談所設置市 | 社会的養護経験者等に体する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | 3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| (18) 社会的養護自立支援実態把握事業 | 指定都市、児童相談所設置市 | 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等への実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、 | 2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------------------------|----------------------|---|---|--|--|--|--|--|
| | | <p>役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金</p> | <p>金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | | | |
| <p>(19) 児童相談所一時保護施設整備事業</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> | <p>10分の9以内又は10分の7以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | | | |
| <p>(20) 一時保護専用施設整備事業</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> | <p>10分の9以内又は10分の7以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | | | | | |
| <p>(21) 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業</p> | <p>指定都市、児童相談所設置市</p> | <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修等を行う際の報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、</p> | <p>10分の9以内 （寄附金その他の収入金があるときは、</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|--------------------------|--|--|---|---|--|------------------|--|
| | | 印刷製本費)、役務費(通信運搬費、 広告費)、委託料、改修費、設備整備 費、備品購入費、及び賃借料等 | 補助金等の額 の算定に当 たり、当該寄 附金その他の 収入金の控除 等を行う。) | | | | | |
| (22) 一時保護専用施設 改修費支援事業 | 指定都市、児童 相談所設置市 | 一時保護所の定員超過解消のため、 定員超過解消計画の採択を受けた自治 体が一時保護専用施設を設置する際に 必要な改修を行う際の改修費、設備整 備費、賃借料及び備品購入費 | 10分の9以内 (寄附金その 他の収入金 があるときは、 補助金等の額 の算定に当 たり、当該寄 附金その他の 収入金の控除 等を行う。) | | | | | |
| 4 保育士確保対策事業費 補助金 社会福祉法人北海道社 会福祉協議会が行う「保 育士確保対策事業」を実 施するために必要な資金 を積み立てるための経費 を補助することを目的と する。 | 社会福祉法人北 海道社会福祉協議 会 | 「保育士確保対策事業」を実施する 資金を積み立てるための経費 | 定額 | 保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 子ども政策 局子ども政 策企画課 | | |
| 5 北海道老人福祉施設等 整備事業(非常用自家発 電設備等) 平成18年5月29日老発 第0529001号厚生労働省 老健局長通知の別紙「地 域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金実施要 | | 次に掲げる経費については補助の対 象としない。 (1)土地の買収又は整地に要する 費用 (2)職員の宿舎、車庫又は倉庫の 建設に要する費用 (3)その他施設等整備事業として 適当とは認められない費用 | | 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第4号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 総合振興局 又は振興局 の保健環境 部 | 総合振興局長 又は振興局長 | |

| | | | | | | | |
|--|------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| <p>綱」第3により、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するために、北海道が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助をする。</p> | | | | | | | |
| <p>(1) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業</p> | | <p>防災・減災等事業整備計画に基づく既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> | <p>10分の10以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | |
| <p>ア 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上の</p> | <p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|--|--------|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | ものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業 | | | | | | | | |
| (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 | | <p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> | 4分の3以内 | (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | |
| ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業 | 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人 | | | | | | | | |
| イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業 | 市町村、社会福祉法人 | | | | | | | | |
| ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホ | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>ーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p> | | | | | | | | |
| <p>エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p> | <p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | | |
| <p>オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p> | <p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | | |
| <p>(3) 高齢者施設等の水害対策強化事業</p> | | <p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> | <p>4分の3以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p> | <p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人</p> | | | | | | | |
| <p>イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p> | <p>市町村、社会福祉法人</p> | | | | | | | |
| <p>ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p> | <p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | | |
| <p>エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p> | <p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | | |
| <p>オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p> | <p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p> | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| (4) 高齢者施設等の給水設備整備事業 | | <p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> | <p>4分の3以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | | | | | |
| ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業 | 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人 | | | | | | | |
| イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業 | 市町村、社会福祉法人 | | | | | | | |
| ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のもの | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | に限る。)に係る給水設備整備事業 | | | | | | | | |
| エ | 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| オ | 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| (5) | 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業 | 防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 | 4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | | | | | | |
| ア | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム | 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ム (定員30名以上のものに限る。)及び併設される老人短期入所施設 (利用定員に関わらない) に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | | | | | | | | | |
| イ 上記以外の老人短期入所施設 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |
| ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |
| エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |
| オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |
| カ 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホ | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--|-----------------------|--|----------|--|--|--|--|--|
| | ーム(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | | | | | | | | |
| キ | 老人福祉法第5条の2第31項の規定により設置する通所介護事業所に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| ク | 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する老人福祉センター(老人福祉施設付設作業所を含む。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| ケ | 老人福祉法第20条の7の2の規定により設置する老人介護支援センターに係る防犯対策及び安全対策強化事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| コ | 在宅複合型施設に係る防犯対策及び安全対策強化事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| (6) | 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 | | 防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工 | 10分の10以内 | (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|---|-------|--|--|--|--|--|--|
| | | <p>事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> | を行う。) | | | | | | |
| ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない)に係る換気設備の設置経費支援事業 | 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人 | | | | | | | | |
| イ 上記以外の老人短期入所施設 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |
| ウ 老人福祉法第15条第2項の規定により設置する老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されるものを除き、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | | |
| エ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備 | 市町村、社会福祉法人 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| の設置経費支援事業 | | | | | | | | |
| オ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| キ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |
| ク 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業 | 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 | | | | | | | |